

景観まちづくり「屋外広告物条例」 検討懇談会



日 時:平成25年12月1日(日)
午前10時～11時45分
場 所:市民活動支援センターホール

次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 説明
 - (1)野洲市景観計画の概要
 - (2)屋外広告物に対する規制案について
4. 意見交換
5. 閉会

[配布資料]
・野洲市景観計画の概要版
・検討懇談会資料

2

●条例の検討経過と予定

H25.06.25 第1回景観審議会
H25.09.11 第2回景観審議会
H25.12.01 検討懇談会
予定
H25.12.13 第3回景観審議会
H26.01.上 条例(案)のパブリックコメント実施
H26.03.上 第4回景観審議会

H26.06.上 市議会 条例(案)上程
H26.08.上 条例の施行

3

★条例(素案)の検討方向

野洲市独自のまちなみを創出し、魅力ある
良好な景観の誘導を図る

○検討にあたる流れ

- ・野洲市景観形成方針
- ・屋外広告物の規制の方針
- ・主となる検討事項

4

野洲市景観形成方針

- ・景観の将来像
『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』
～ 山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ ～
- ・良好な景観形成に向けての基本方針
 - ①自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全
 - ②市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
 - ③うるおいのある景観の再生
 - ④市民・事業者・公共との協働による景観の形成

5

屋外広告物の規制の方針

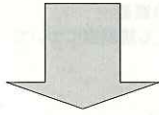
三上山をはじめとする山々から、広がりのある田園を流れる野洲川・日野川・家棟川などを経て、琵琶湖へとつながる野洲の景観は、市全域の空間によって構成されています。

広がりのある良好な景観の形成に向け、又、自然豊かな景観の保全に向けた屋外広告物への規制とします。

6

検討事項1

- ・ おおぞらの広がりのある空間を保全し、良好な景観を形成します。

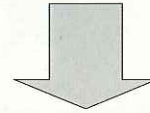


市内全域に、屋上広告物に対する
厳しい規制を設定します。

7

検討事項2

- ・ 美しい自然景観、広がりのある田園景観を保全します。

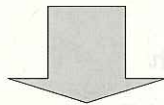


野立広告物に関して、市内全域に、規制を設定
します。(非自家用の面積及び高さの上限基準)

8

検討事項3

- ・ 豊かな自然を有する野洲を感じられるよう野洲駅南地区は活力とうるおいとゆとりのある景観を形成し、中山道沿道は昔ながらの町並みの面影が感じられる景観を形成します。

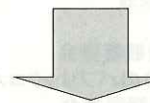


野洲駅南地区の「区域全体(中山道沿道を除く)」と
「中山道沿道」に区分して、規制を設定します。

9

検討事項4

- ・ 市民や事業者にも分かりやすい規制内容とし、協働による景観の形成を図ります。



市内全域を、第1種規制地域から第4種規制地域
の4地域に、地域区分を大別します。

10

屋外広告物とは

(屋外広告物法第2条)

営利、非営利を問わず、次の4つの要件を
全て満たしているもの

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に向けられて表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

11

屋外広告物に該当しないもの

- ・ 街頭で配布されるチラシ
- ・ 建物内部の表示物(ショーウィンドウの展示)
- ・ 宣伝放送

その他類似する宣伝媒体

- ・ ナビゲーションによる位置案内
- ・ インターネット地図
- ・ ホームページやアプリケーションによる広告
- ・ 新聞広告

12

●広告の種類

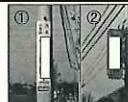
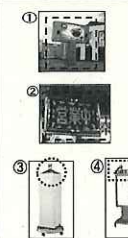
●【自家用 広告物】	自己の店名、商標、事業内容などを自己の住所、営業所、工場等に表示するもの	
●【非自家用 広告物】	自家用広告物に該当しないものの道路沿いに立っている物が多くみられる	
【案内図板】	非自家用広告物のうち、地図や地名、矢印や方角、店舗までの距離等を示す案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている広告物を指す	

13

●広告物の分類

【野立広告板】	・耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるもの ・表示可能な面数が1面又は表裏2面の形状のもの	
【野立広告塔】	・耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるもの ・表示可能な面数が3面以上ある形状のもの	
【壁面広告物】	・建築物の壁面を利用して表示又は設置するもの	
【屋上広告物】	・建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物	

14

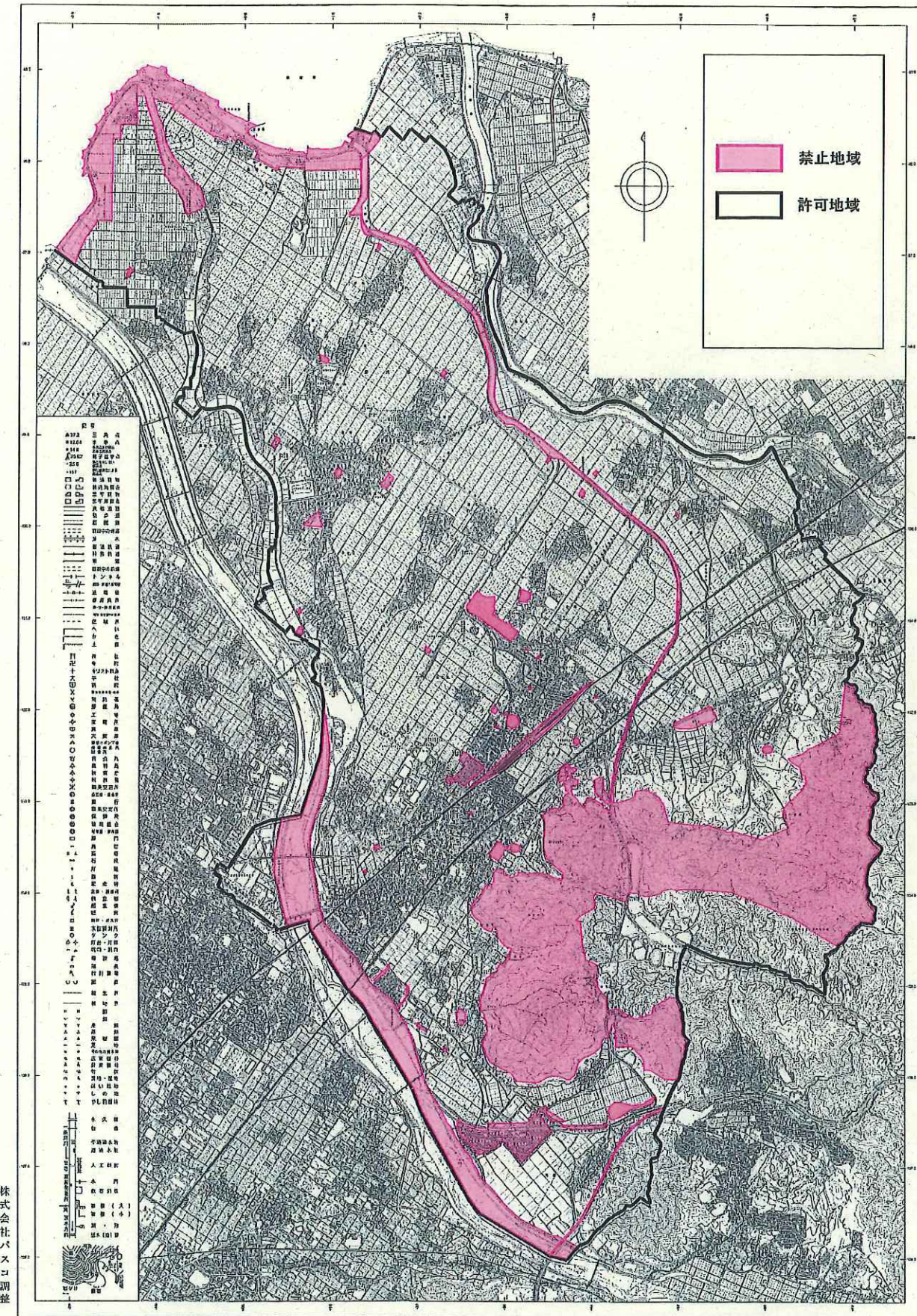
【電柱広告物】	・電柱を利用して掲出する広告物 写真①巻付広告物 写真②袖付広告物	
【可変表示式 広告物】	・映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示内容を変えることができるもの 写真①：LED・液晶等でデジタル動画を表示する広告物 写真②：電光掲示板等 ・回転灯等、照射する光が動く広告物 写真③：可動式照明 写真④：点滅式照明	

15

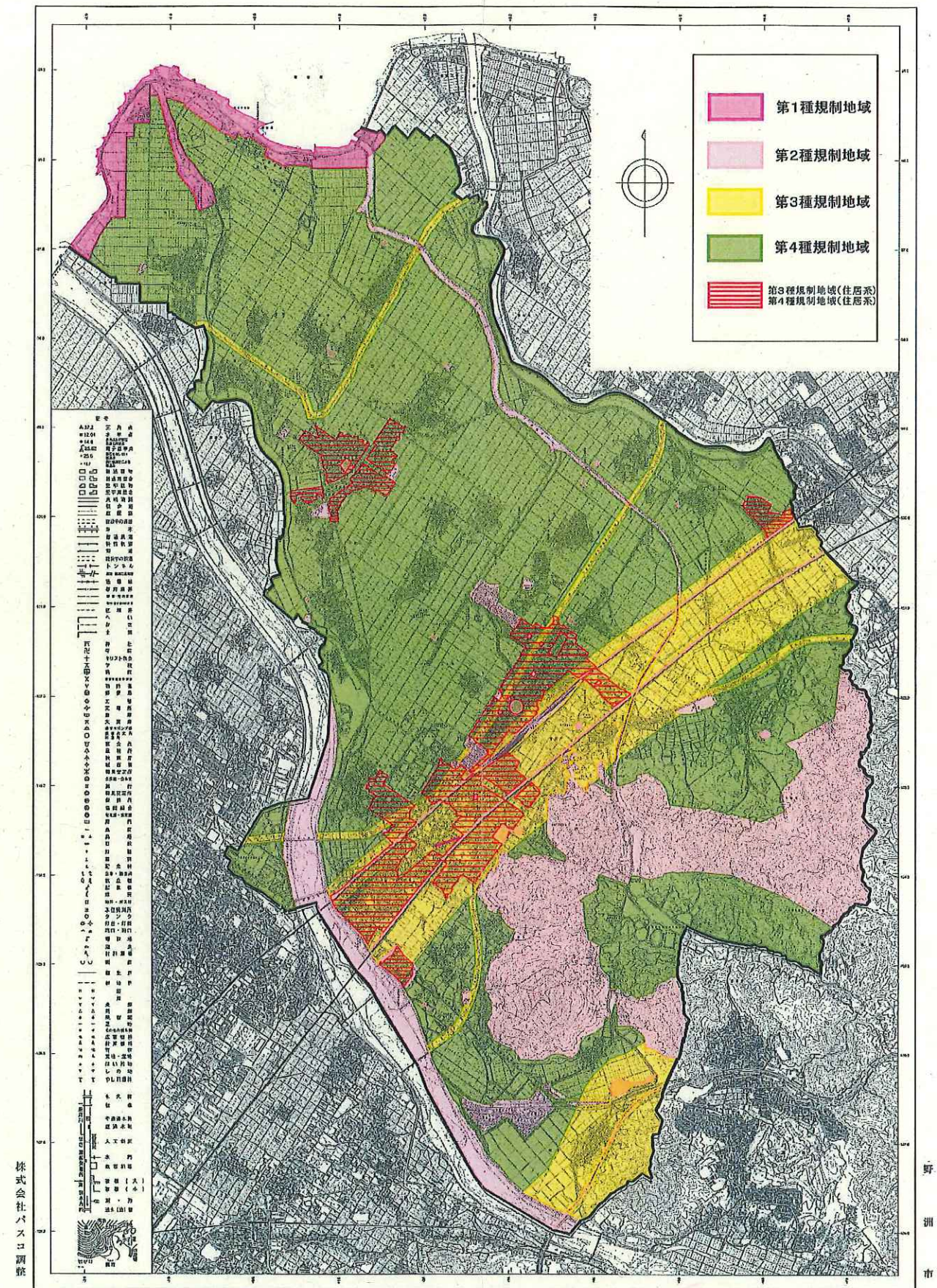
メモ欄

16

(滋 賀 県 条 例)



(野 洲 市 条 例 素 案)



1. 許可申請が必要な広告物

規制基準表

地域の種類	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
	ペンタ	ローズ	さいろ 赤斜線	ライム 赤斜線
各地域の範囲	『野洲市景観計画に定める 琵琶湖景観形成地区(琵琶 湖景観形成特別地区含 む)』 『野洲市景観計画に定める 野洲駅南地区のうち、中山 道沿道区域』	『第1種低層住居専用地 域』 『風致地区』 『指定文化財の周囲50m』 『史跡名勝天然記念物の指 定範囲』 『名神高速道路路』 『都市計画公園』 『都市計画緑地』 『墓地』	『野洲市景観計画で定める野洲駅南地区のうち、中山道 沿道を除く区域』 『国道8号線、国道477号線、県道2号線の道路境界から 30m以内』 『鉄道から100m以内』 『名神高速道路または新幹線から500m以内の地域』 『住居系用途地域 (※1)の区域』	『第1～第3種規制地域以外の野洲市全域』 『住居系用途地域 (※1)の区域』
自家用広告物	総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要			
非自家用広告物 (野立広告物)	設置できません			
非自家用広告物 (野立広告物以外)	設置できません (※2)			

(※1)：都市計画法に基づき第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。
(※2)：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

2. 許可基準

(1) 一般基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- 可変表示式広告物にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。
- 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。

(2) 個別基準

地域の種類	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
	ペンタ	ローズ	さいろ 赤斜線	ライム 赤斜線
主な場所	琵琶湖沿岸、野洲駅南地区中 山道沿い	三上風致地区、都市公園・緑 地、文化財周辺、第1種低層 住居	野洲駅南地区のうち中山道沿 道を除く区域、国8、国477、大 津能登川長浜線	吉地、西河原、錦の里、篠原駅 前
総量規制	15㎡	—	—	—
野立広告 板、塔	幅：4. 5m以下 地上から10m以下	—	地上から20m以下	地上から20m以下
壁面	壁面の面積×1／4	壁面の面積×1／3	壁面の面積×1／2	壁面の面積×1／2
突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	—	—	—
屋上	高さ等	—	—	—
可変式広告物	設置できません	—	—	—
野立 広告板	面積等 高さ	—	—	—
野立 広告塔	面積等 高さ	—	—	—
壁面	面積 高さ等	—	—	—
突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	—	—	—
屋上	高さ等	—	—	—
同一広告主の広告物に 関する相互間距離	設置できません	設置できません	設置できません	設置できません
可変式広告物	設置できません	—	—	—
案内図板	面積 高さ	—	—	—
案内図板	同一広告主 の広告物に 関する相互 間距離	—	—	—
電柱広告	巻付 袖付	—	—	—

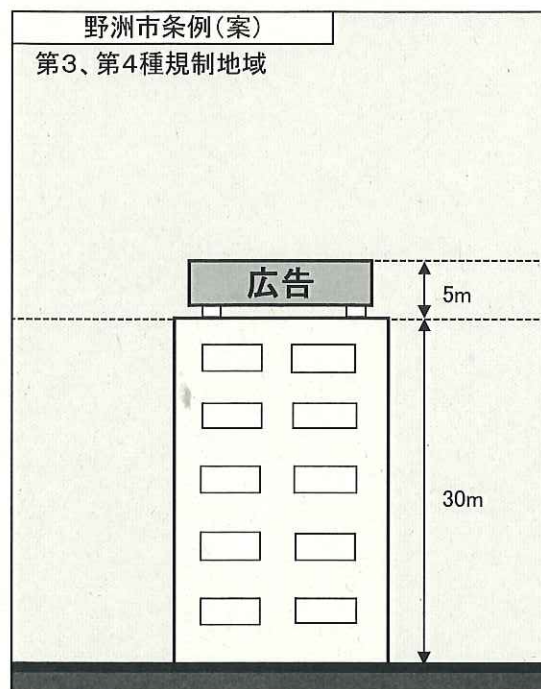
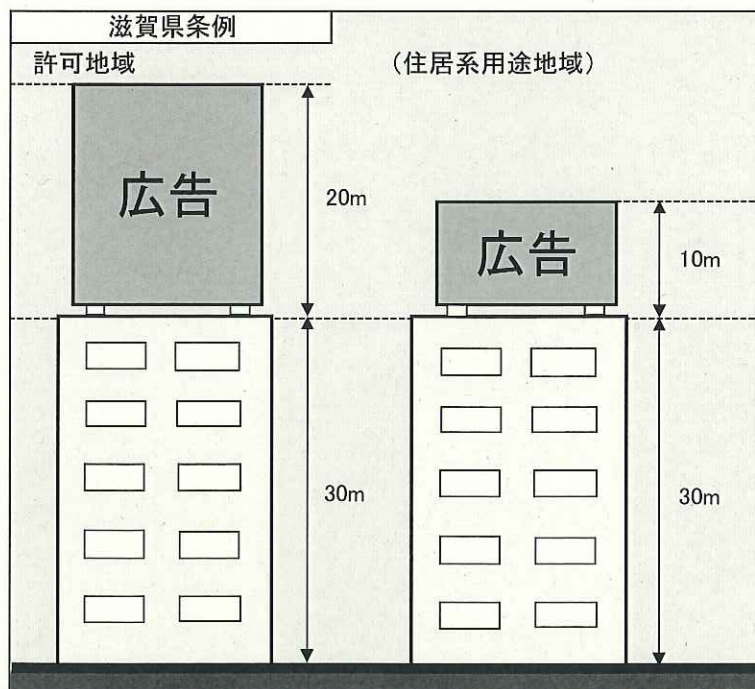
① 第3、第4種規制地域における屋上広告物の規制検討案

●設置できる屋上広告物の基準

	許可地域	(住居系用途地域)
自家用	建物の高さ×2/3 かつ20m以下	建物の高さ×2/3 かつ10m以下
非自家用	建物の高さ×1/2 かつ10m以下	建物の高さ×1/2 かつ5m以下



	第3、第4種規制地域
自家用	建物の高さ×2/3 かつ5m以下
非自家用	建物の高さ×1/2 かつ5m以下



② 非自家用野立広告物(案内図板含む)に関する規制検討案

●設置できる非自家用野立広告板(案内図板含む)の基準

許可地域	(住居系用途地域)
地上高20m以下	地上高10m以下



第3、第4種規制地域
縦4.5mかつ地上高7m以下 面積: 第3種規制地域一面5㎡以下 面積: 第4種規制地域一面30㎡以下

